

報道関係者各位

平成22年9月30日
職業安定局派遣・有期労働対策部
需給調整事業課
(担当) 課長 鈴木英二郎
課長補佐 高西 盛登
電話 5253-1111 (5326)
3502-5227 (直通)

一般労働者派遣事業の許可を取り消し

ユニバーサル・オペレーションサービス株式会社（東京都昭島市）

厚生労働省は本日（平成22年9月30日）、ユニバーサル・オペレーションサービス株式会社に対し、労働者派遣法（※）違反により一般労働者派遣事業の許可を取り消すことを通知しました。詳細は下記の通りです。

1. 被処分事業主

- (1) 事業主名 ユニバーサル・オペレーションサービス株式会社
- (2) 代表者氏名 代表取締役 山田敏宣
- (3) 所在地 東京都昭島市中神町 1314-12
- (4) 許可年月日 平成14年6月1日
- (5) 許可番号 般13-150047

2. 処分内容

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」第14条第1項の規定（許可条件に違反）により、平成22年11月1日付けで一般労働者派遣事業の許可を取り消す。

3. 処分理由

ユニバーサル・オペレーションサービス株式会社が、一般労働者派遣事業の許可更新の際の付帯条件である「許可条件通知書」に違反し、東京労働局の再三の指導にもかかわらず雇用保険と社会保険の加入手続きを取らず、上記規定にある許可の取消事由に該当することとなったため。

※「労働者派遣法」の条文については別添「参考1」を参照ください。

【参考 1】

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の 就業条件の整備等に関する法律（抄）

（許可の条件）

第九条 第五条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（許可の取消）

第十四条 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

（一号及び二号略）

三 第九条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき
（第 2 項略）

【参考 2】

ユニバーサル・オペレーションサービス株式会社の事業所

【一般労働者派遣事業を行う事業所】

- ・ユニバーサル・オペレーションサービス株式会社
住所 東京都昭島市中神町 1 3 1 4 - 1 2
- ・ユニバーサル・オペレーションサービス株式会社 千葉営業所
住所 千葉県松戸市仲井町 2 - 9 - 1 アンベリール 2 B
- ・ユニバーサル・オペレーションサービス株式会社 津田沼営業所
住所 千葉県習志野市津田沼 5 - 1 4 - 4 水上ビル 3 0 1